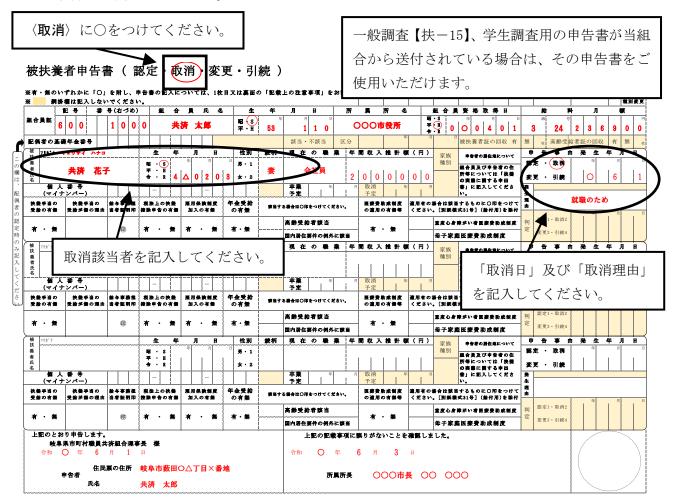
被扶養者申告書 (取消の場合)

被扶養者が**就職や年金受給**で収入が増加したときなど、**取消事由**に該当し、扶養を取消すことと なった場合に提出してください。



【添付書類】

- ・取消事由に応じた書類【扶-12】
- 「組合員被扶養者証」
- ・「高齢受給者証」(被扶養者が70歳以上のとき)

※<u>取消日以降に組合員被扶養者証を使用していたとき</u>は、医療費の7割相当分(共済組合負担分)を返納していただくことになります。後日、返納依頼を通知しますので、組合員にお伝えください。

※扶養取消後、認定要件を満たしていれば再認定ができますが、所属所が申請書類を受理した日が認定事由発生日から30日を過ぎている場合、遡及認定はできないため、認定日は所属所が申請書類を受理した日となりますのでご注意ください。